

# 現代民俗学会会則

## 1章 名称

1条 本会は現代民俗学会と称する

## 2章 目的

2条 本会は、民俗学研究の発展と会員相互の情報交換をはかり、学術振興に寄与することを目的とする

## 3章 活動

3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 学術研究誌の発行
- (2) 研究大会の開催
- (3) 研究会の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

## 4章 会員

4条 会員は本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを済ませ、運営委員会による承認を経たものとする

5条 会員は以下の権利を持つ

- (1)すべての会員は、総会における議決権をもつ
- (2)すべての会員は、会誌の配布を受ける
- (3)すべての会員は、本会が開催する研究大会・研究会に参加することができる

6条 会員は、定められた会費を納めなければならない

7条 会員は、本人の申し出により退会することができる

8条 2年以上会費を滞納した者は退会したものとみなす

## 5章 役員

9条 本会に会長1名、運営委員、監査を置く

10条 会長については以下のように定める

- (1)会長は本会を代表し、その運営を統括する
- (2)会長の任期は2年とする
- (3)会長は運営委員会によって提案され、総会の承認を経て選出される

11条 運営委員については以下のように定める

- (1)運営委員は学会の事業の運営と執行の責任を負う
- (2)運営委員の任期は2年とする
- (3)運営委員の選出は総会の承認を経るものとする
- (4)運営委員の選出方法については別途定める

12条 監査については以下のように定める

- (1)監査は会計を監査する
- (2)監査の任期は2年とする
- (3)監査の選出は総会の承認を経るものとする

## 6章 運営

13条 本会の活動・運営に関しては、運営委員および会長よりなる運営委員会によって提案され、総会の承認を経るものとする

14条 本会は年1回定例総会を開く

15条 定例総会においては、前年度の活動の報告、決算報告、新年度の活動方針、予算案、役員を選出等について審議し、承認する

16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

17条 本会の経費は、会費収入をもってあてる。会費額は別途運営委員によって定められる

## 7章 付則

18条 本会の会則変更は、総会における議決を必要とする

19条 本会の事務局は筑波大学民俗学研究室（つくば市天王台1-1-1 筑波大学大学院人文社会科学部研究科 歴史・人類学専攻 民俗学研究室）に置くものとする

20条 本会則は平成20年（2008年）5月18日より施行される